

有限責任中間法人日本造血細胞移植学会看護部会規約

第1条（名称）

本部会は、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会看護部会と称する。

第2条（事務局）

本部会の事務局は、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会事務局に置く。

第3条（目的）

本部会は、移植看護の情報交換、教育、研究等を推進することで、看護の質の向上を図り、社会に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本部会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 造血細胞移植看護に関わる看護職のネットワークの普及
- 2) 造血細胞移植看護に関する情報収集及び情報交換
- 3) 造血細胞移植看護に関する教育及び研究
- 4) その他必要と認める事業

第5条（委員）

本部会の委員は、委員長1名、副委員長2名、委員若干名で構成する。

第6条（委員の選任）

委員長は、理事会で選任し社員総会で承認を得る。任期は2年とし再任を妨げない。

副委員長及び委員は看護部会で選任し、社員総会で承認を得る。委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第7条（小委員会の設置）

本委員会に以下に関する小委員会を設置する。

- 1) 研究
- 2) 教育
- 3) 広報

第8条（規約の変更）

本部会の規約は、本部会によって変更することができるが、理事会及び社員総会の承認を要する。

付則（任意団体から通算）
平成16年12月17日施行
平成19年 2月15日改定